



URL <https://kanagawanet.org/>

深刻化する生活困窮者には 寄り添い型の支援を

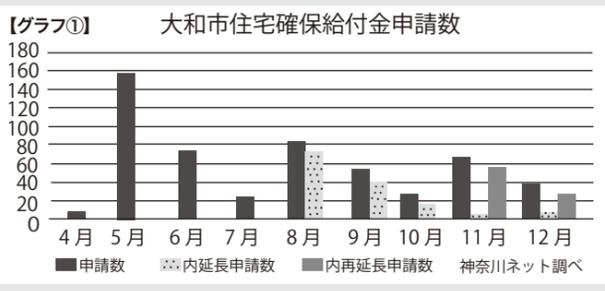


山崎さゆき(大和市民会議/市議)

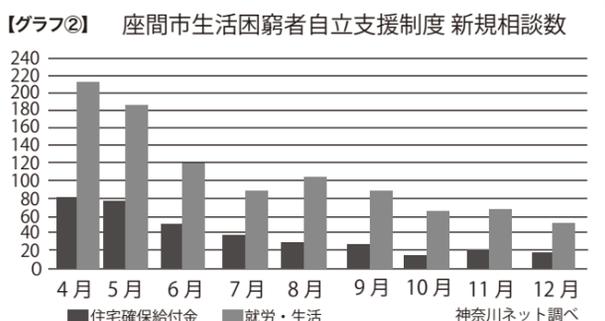
コロナ禍は、私たちの生活を大きく変え、経済に大きなダメージを与えています。飲食業に代表されるこれらの業界で働いていた多くの非正規雇用者・外国人・女性労働者・学生などは、仕事がなくなっても失業手当もなく、再就職先もなかなか見つからず、不安な日々を送っています。電気やガス代を払えず、猶予申請をする世帯数が急上昇していることが報道されました。今回の緊急事態宣言発出においては、アルバイト・学生アルバイトも対象となる新型コロナウイルス対応休業支援金給付金制度があり、本人申請も可能ですが、周知が不十分なため利用が少ない現状です。

生活再建は住居から

リーマンショックの大不況時に、住まい確保の重要性が明らかにになり、その後、施行された生活困窮者自立支援制度には住居確保給付金が含まれました。生活困窮により支払いが困難になった家賃を助成する制度ですが、昨年の4月から、各自治体で多くの申請があり、一時的な生活保障制度として機能しました。本来の給付期間は3カ月ですが、現在は再申請、再々申請が可能となり、就職活動することなど一定の条件



※大和市は5月の新規者が8月に延長11月に再延長したことがわかる



人経営の店舗が多い鎌倉市では、住居確保給付金の再々申請時に、就職活動をする要件が加えられたことで、申請できなくなりました。また、市内自治体の特徴が見えてきました。

一方、生活保護の決定数は、自治体毎に大きな変化が見られません。コロナ感染症は未だ収束が見えず、困窮世帯の増加が予想されます。1月28日の参院予算委員会で、厚労大臣は、「生活が大変窮迫されて、必要がある方は、生活保護を受ける権利がある」と答弁し、制度の「弾力的な運用」を示しています。日本の生活保護制度は必要な人の2割ほどしか受給できていないとも言われています。理由の一つに家庭照会があり、困窮を親族に知られたくない、照会されても扶養ができない等の事例が多くあります。運用の見直しや、保護申請に対する精神的重圧や偏見をなくし、一時的に生活を支えていく制度として、困窮相談と生活保護行政の連携強化が不可欠です。

コロナ禍、支援に繋がるまでに時間がかかることで立て直しが遅れるなど、早めに対応できる環境整備は必須です。困窮支援はまちづくりの一つと捉え市民を巻き込みながら寄り添い型支援を進めることが必要です。自治体毎の課題を整理しながら、制度の充実や柔軟運用の提案を進めていきます。

藤沢市での取り組み

生活困窮者自立支援制度は、生活保護に至る前の包括的な支援をします。藤沢市では地域生活相談窓口や社会福祉協議会(社協)が、「バックアップふじさわ」を開設し、総合的な相談窓口として機能しています。

藤沢市は「生活困窮者自立支援法」に基づく就労準備支援事業を、いきいき福祉会に業務委託しています。また、社協が積極的に働きかけを行っており、利用数も多くなっています。居場所になる縁側事業や支えあいセンターなどが地域に数多くあり、利用者同士や地域の人と交流する場をつくって、社会参加のきっかけになるよう、ゆるい関係を築いています。

しかし、地域や就労先事業者の理解は十分ではありません。あくまでもその人自身が主役であることを大事にする視点、尊厳の確保が重要です。「支える、支えられる」という一方的な関係ではなく「相互に支え合う」地域づくりをめざしています。

また、個々の状況に応じた支援をするためには、支援員が寄り添い、丁寧な対応が必要です。コロナ禍の影響、8050問題もあり、今後支援が必要となる人の増加が予想されます。継続的な支援には、実態に合った適切な人人体制が必要であり、さらに調査を進めます。

生活保護の弾力的な運用を

一方、生活保護の決定数は、自治体毎に大きな変化が見られません。コロナ感染症は未だ収束が見えず、困窮世帯の増加が予想されます。1月28日の参院予算委員会で、厚労大臣は、「生活が大変窮迫されて、必要がある方は、生活保護を受ける権利がある」と答弁し、制度の「弾力的な運用」を示しています。日本の生活保護制度は必要な人の2割ほどしか受給できていないとも言われています。理由の一つに家庭照会があり、困窮を親族に知られたくない、照会されても扶養ができない等の事例が多くあります。運用の見直しや、保護申請に対する精神的重圧や偏見をなくし、一時的に生活を支えていく制度として、困窮相談と生活保護行政の連携強化が不可欠です。

市民の手に政治をとりもどす

視点



青木 マキ (ネット青葉)

1月8日、横浜市会は、市民が19万3193筆の署名と共に直接請求した「カジノの是非を問う住民投票条例案」を否決しました。直接請求に至った要因は、カジノ・IR誘致に関する市長及び議会の政策決定と市民意見との乖離、つまり、代議制民主主義の機能不全です。カジノ・IR誘致に根強い反対がある中で、市民に対して是非を問うことなく事業を推進する手法への異議申し立てでした。ところが、直接請求を受けた林文子市長は、条例案提出に際して「代表民主制が健全に機能している」といえる本市において、住民投票を実施することは、これまでの議論の棚上げを意味する」との意見を表明しています。

代議制民主主義において、私たちは選挙によって選ばれた政府に政策決定を委ねることになります。それは、あくまでも「信託」するのであって「委任」ではありません。つまり、最終的な権利は市民の側にあります。賛成、反対を問わず、極めて中立的な制度「住民投票で決めたい」と訴えた市民の声を否定されたことは、明らかに信託された権限を逸脱する行

1980年、合成洗剤を開放する条例が、神奈川県下で22万筆の署名を集め、各自治体へ直接請求されましたが、議会はこれをことごとく否決しました。私たちは、この運動が契機となり代理人運動をスタートさせました。そして、代り合いながら、政治への参加を広げ、生活者の手が必要なルールをつくることを模索してきました。

昨年は、各地で国家プロジェクトとして推進される政策の是非を問う代議制民主主義の機能不全を訴える運動が展開されています。茨城県の「原発県民投票」、品川区の「羽田新飛行ルート運用の賛否を問う区民投票」などが直接請求され、自治法の定めを大きく上回る署名が集まっています。

今回の直接請求の経験を、参加・分権・自治・公開という市民自治の原点を確認する機会とします。ネットワークを広げ市民社会を強くする政治に取り組めます。2021年、横浜市長選挙、並びに総選挙を迎えます。市民の手に政治をとり戻す次の一歩を踏み出します。